

# 中世アンダルシア地方都市カルモーナ

## — 研究の現状に関する覚書 —

林 邦 夫

Carmona, a Medieval City in Andalusia :  
A Note on the Present Condition of Study

Kunio HAYASHI

### はじめに

カルモーナはセビーリャの東北東30kmほどに位置する小都市であるが、本稿は中世アンダルシア諸都市の史料公刊状況と研究動向の把握のために行なっている一連の作業の一環として、このカルモーナを取上げ、研究の現況を整理しようとする試みである。小都市カルモーナを敢えて取上げたのは、最近 Manuel González Jiménez〔以下、G. J. と略記〕が、中世カルモーナに関して精力的な研究を展開していることに注目したからに他ならない。G. J. はカルモーナの出身で、ラ＝ラグーナ大学補佐教授、セビーリャ大学助教授を経て、現在、同大学教授（中世史学）であり、再征服以後のアンダルシア中世史を専門としている<sup>1)</sup>。彼以前には後出〔I〕(1)の史料集の公刊を除くと中世都市カルモーナに関する研究でとり立てて見るべきものはなく、また現在までのところでは彼以外に中世カルモーナに関する研究を公表している研究者は管見の限りではない。従って彼の業績を眺めることがそのまま中世都市カルモーナ研究の現況把握につながることに言える。そこで以下では、主として G. J. の業績を分野別に分類して見ていくことにする。

### I 史 料

(1) カルモーナ古文書集成<sup>2)</sup> — Hernández Díaz らセビーリャ大学の3人の研究者によって1941年に公刊された史料集であり、主任司祭組合文書 (Archivo de la Universidad de Curas Párrocos, AUP と略記) とカルモーナ公立文書館 (Archivo Municipal, AM と略記) 所蔵文書の夫々の一部を収録しており、文書全体を活字化したもの64点、内容要約のみの文書216点とカトリック両王文書録 (El Tombo de los Reyes Católicos) を含んでいる。文書は年代順に配列されており、最古のものは1252年5月8日付のフェルナンド3世がカルモーナに付与した特別法であり、最も新しいものは、1506年9月8日付のものである。〈文書録〉の原本はカトリック両王がカルモーナに付与した諸文書の後に続いて、それ以前の時代の文書が配列されるという構成となっているが、

これは年代順に配列換えせず、原本の構成を尊重してそのまま活字化されている。文書の活字化の様式は、全文活字化の場合は、まず日付、場所が劈頭にあり（従って文書番号は付されていない）、次いで内容要約、文書の大きさ、文書の整理番号、文書全体の活字化となっているが、例えば上記の特別法のような重要文書の場合には編者による解題が付されている。要約のみの文書は、日付、場所、内容要約、文書の整理番号という様式になっている。〈文書録〉は125葉から成り（94葉までは番号あり）、第1～61葉がカトリック両王の王令(ordenanzas)であり、62葉以降はフェルナンド3世の特別法を筆頭とする諸文書の転写からなる。本史料集では46葉までは全体を活字化し、47～61葉については13の文書の表題と日付のみを示し、62葉以降の部分についてはアルフォンソ10世のカルモーナ属域の境界設定に関する命令のみを全文活字化し、その他には原本の存在しない重要性のより低い6点の文書の表題と日付を示し、以上の7点以外の文書については上記の年代順の文書配列の中に組み込んでいる。なお、巻末に人名索引・地名索引がある。

(2) **カルモーナ公立文書館所蔵文書目録**<sup>3)</sup> — G. J. は後出の学位論文作成のため1966年に当文書館の所蔵文書の調査・利用を開始したが、その副産物といえるのが本目録である。2巻から成り、第1巻は1249～1474年、即ち1247年のカルモーナ再征服から、エンリーケ4世治世の末年までの文書を対象としている。文書の総数は594点で、内容は国王書簡・特許状、訴訟文書、カルモーナ町参事会と国王や他の近隣の市参事会との通信文、町参事会への私人の請願、などとなっている。文書数は時代が進むにつれて増大し、とりわけ町参事会議事録(Actas Capitulares)の始まる1464年以降、この傾向が著しい。各文書の目録の構成は、文書番号、日付、場所、内容要約、原本(A)、写本(B)(C)…の挙示、活字化されている場合の文献の挙示となっている。巻末には人名索引、地名索引が付されている。第2巻は1475～1504年、即ちイサベル1世の治世の文書を対象としている。当初は1516年までを予定していたが、文書数が余りに庞大となるために断念したという。文書の総数は2060点で、目録の構成は第1巻と全く同様であり、人名索引・地名索引も同様に付されている。第2巻で目録化された文書が当該時代の所蔵文書の全てである訳ではなく、管財役帳簿(libros de cuentas del mayordomo del concejo)、町収入徴収請負帳(cuadernos de arriendos de rentas municipales)、その他の庞大な未整理文書は全く目録化されていない。

(3) **カルモーナ都市法**<sup>4)</sup> — G. J. によって初めて公刊された。原本はカルモーナ公立文書館所蔵で、番号の付された141葉と索引(2葉)と番号のない8葉から成る。最後の8葉は、小道(歩行者・家畜用)の境界証書(apeo de veredas)、属域内の囲い牧地(dehesas)のリスト、宿屋(mesones y ventas)の料金表、給与・賃金規定、1482～1568年(グラナダ戦争の開始からフェリーペ2世の王太子ドン・カルロスの死まで)の主要な出来事の一覧表を含んでいる。編者によれば都市法の成立過程は次の様であった。まず1495年に既に都市法書が存在していたことが知られるがこれは一部分しか現存しておらず、一時的な性格の文書であったと考えられる。その後、次々と追補がなされて混乱し、扱いにくくなったため改訂の必要が生じ、1510年頃に作業に着手、1511年10月24日に完了した。この最初の集大成の原本は現存せず、その写本の最古のものが1525～35年の間に作成さ

れた。この写本の悪化か散佚を補うために1536~37年にその一部分(30葉)が最初の写本の書記とは別な書記によって作成されたと推定され、公刊の原本となった文書は二つの異なった字体から成っている。最古の写本作成後の条例もこれに追加して縫い合わされており(例えば、属域内での不正行為に課せられる罰金の徴収請負の条件(fol. 13), Marchenaとの協定(fols. 116v.-117v.)など)、また追加の書込み(これは刊本の脚註で活字化されている)も見られる。

都市法の内容は、以下の47項目<sup>9)</sup>に関する規制・規則などから成っている。①町参事会、②町主催のキリストの聖体の祝日、③町役職(町代表 procurador, 収入役 contadores, 監察役 veedores)、④町参事会公証人・一般公証人(escriuanos públicos)、⑤管財役(mayordomos)、⑥属域監視人(guardas del campo)、⑦治安役(alguaziles)、⑧訴訟代理人(procuradores)と町参事会の守衛(portero)、⑨無宿者の労働者(albarranes)、⑩牧畜業者組合のアルカルデ(alcaldes de Mesta)、⑪度量衡検査人職(aomotaçenasgo)、⑫織物搬入税(meaja)、⑬播種畑(semesteras)、⑭刈り田(rastrojos)、⑮脱穀場(heras)、⑯囲い牧地(dehesas)、⑰かし林(enzinales)と森(montes)⑱森、⑲野火(fuegos)。〈付〉草の多い年、⑳囲い地(cotos)と耕地(heredades)。㉑属域(terminos)。〈付〉1493年のLoraとの間の属域に関する協定、㉒町有囲い牧地、㉓売春宿(mesón de la mançebía)、㉔種ロバ(garañon)・馬飼い(yeguarizos)・小馬番人(potrereros)、㉕仲買人(corredores)、㉖小麦粉秤(peso de harina)、㉗粉ひき人(molineros, atahoneros)、㉘食肉市場内の町有盤台(tabla)、㉙肉屋(carniçeros)、㉚魚市場(pescaderas)、㉛狩猟(caça)、㉜ブドウ酒搬入税と居酒屋(taverneros)。〈付〉ブドウ酒搬入税の徴収請負の条件、㉝水(aguas)。〈付〉1535年の水に関するMarchenaとの協定、㉞泉(fuente)と水汲み人(açacanes)、㉟小道(veredas)と徒渉場(vaderas)。〈付〉属域内の小道のリスト、㊱絵師(pintores)、㊲町有家畜囲い場(corral)、㊳スパルト職人(esparteros)、㊴日雇い労働者(jornaleros)、㊵亜麻搗き職人(majadores de lino)と亜麻打ち職人(espadaadores)、㊶オリーブ搾油職人(molineros de azeyte)、㊷石灰職人(caleros)、㊸Almalahaの囲い牧地、㊹養蜂業者(colmeneros)、㊺建築業者(alarifes)、㊻宿屋(mesoneros y venteros)。〈付〉宿泊料金表、㊼他所者(forasteros)への馬の売却禁止と牛皮(corambre)の搬出禁止。

以上の様に項目のみを列挙しても内容について説明を加えないと理解し難い場合が多い。例えば、⑨は無宿者の牧業労働者の居住権取得についての規則であり、⑩は牧畜業一般についての諸規制の集成であり、また⑬~⑮は家畜が夫々に与える被害に関する規定である。しかし各項目について逐一詳細な説明を加えることは都市法の具体的検討に関わる別個の課題であると考えるので、ここでは項目の列挙のみに留めておく。

さて、編者は以上の都市法の他に付録として以下の7点の文書を活字化している<sup>6)</sup>。①公共建築の費用に関する16世紀中葉の文書、②猟師(caçadores)に関する1541年の文書、③パン焼がまについての1555年の文書、④塩供給人(basteçedores de sal)に関する1555年の文書、⑤食肉・果物・魚の監査役(fieles)の徴取する料金表、⑥給与・賃金に関する1552年の規定、⑦属域内の囲い牧地の

リスト、(⑥⑦は前出の8葉の文書に含まれているものと思われる。)

警見の限りでは、カルモーナ都市法は、町の統治構造、町財政、農牧業、食料供給、手工業といった都市生活に関わる殆どすべての分野に亘る包括的な都市法であり(この点、同じ編者による1535年のコルドバの都市法<sup>7)</sup>とは対照的である)、カルモーナの個別研究の重要史料であると同時に、中世カスティーリャ都市法の一つのモデルとなり得るのではないかという印象を受ける。

(4) 受禄聖職者組合文書目録<sup>8)</sup> — 13世紀後半に設立された受禄聖職者組合(前出(1)の主任司祭組合と同じもの)文書(Santa María de la Asunción 共住聖職者教会所蔵)のG. J.による目録であり、1252~1515年の122点の文書(13世紀5点、14世紀25点、15世紀81点、16世紀11点)が前出(2)の目録と同じ構成で示されている。この内27点は、既に前出(1)の史料集において活字化されている。

## II 総合的研究

G. J.の学位論文『中世における都市カルモーナ(1464~1523年)』(1973年)<sup>9)</sup>は、〈序〉によれば元々町参事会に関する制度史的研究として構想されたが、それを取巻く社会経済的現実の分析も必要であるとの判断から、この側面にも十分な論述がなされている。本書の構成は、Valdeón Baroqueによるはしがき、序、史料・文献目録、第1部(全3章)、第2部(全3章)、結論、付属史料(全31点)となっているが、まず手稿史料について見ておこう。

利用された手稿文書は次の通りである。(I)カルモーナ公立文書館。①町参事会議事録(Libros de Actas Capitulares, 1464~1523)。議事録の他に、国王書簡、町参事会への請願書、条例、覚書、会計書類、町参事会と国王・貴族・セビーリャの教会当局・他の市町村との通信文、公証人証書、教区代表や町参事会員の通達などを含む。②請願書(Libros de peticiones, 1517~1523)。③王令(Legajos de Provisiones Reales, 1474~1516)。④町収入徴収請負帳(Cuadernillos de rentas de propios, 1484~1519)。⑤会計帳(Libros de Cuentas, 1500~1524)。⑥訴訟文書(Legajos de pleitos, 15・16世紀)。⑦町有地地代帳(Libros de terrazgos, 1501~1518, 1523~1547)。⑧住民名簿(Padrones Municipales)。7小教区毎に年次の異なる住民名簿(1508~1520年の間のもの)がある。⑨同職組合条例(Legajo de Ordenanzas de Gremios, 16世紀中頃)。⑩雑(Diversos)。属域関係文書(libros de tierras)、免税特権・居住権関係文書(Libro de franquicia y vecindad, 両者とも15世紀)、牧畜業者組合文書(Libro de Mesta, 1514~1517)、共同穀倉関係文書(Libro 1º. del pósito, 16世紀)、カトリック両王文書録(El Tumbo de los Reyes Católicos del concejo de Carmona)、条例・特許状集(Libro de Ordenanzas y Privilegios)、カルモーナ都市法(Ordenanzas Municipales, 前出[I](3))。

(II)カルモーナ教会文書館。①Santa María小教区教会文書。②San Bartolomé小教区教会文書。③受禄聖職者組合文書。④Madre de Dios修道院(ドミニコ会)文書。

(Ⅲ)カルモーナ公証人文書館 (Archivo de Protocolos de C.)。期間の異なる (1504～1529年の間に入る) 六つの公証役場 (escribanía) の文書。

(Ⅳ)セビーリャ市立文書館。市参事会議事録 (1472～1479年) など。

(Ⅴ)セビーリャ大聖堂文書館。大聖堂収入会計帳 (Libro de cuentas de las rentas del Cabildo, 1465) など。

以上、立入り過ぎる嫌いはあるが、中世カスティーリャ都市研究のベースとなる素材の在り様について、大雑把なイメージを得るために提示してみた。著者はこれらの手稿史料に公刊史料 (とくにカルモーナに関するものは前出 [ I ] の (1), (3) のみが見られているが、本書以後に公刊された (2) を加えてもよからう), それに既存の研究を利用して本文を作成している訳だが、その内容をより詳しく見ると、第 1 部・第 1 章・カルモーナ: 町と属域, 第 2 章・カルモーナの人口, 第 3 章・カルモーナにおける土地所有, 第 2 部・第 1 章・カルモーナ町参事会, 第 2 章・町財政, 第 3 章・町の食料供給, となる。第 1 部・第 1 章の内容は政治史的なものであるが、後出 [ III ] の (1), (2) が同様の内容をより詳しく扱っているののでそちらに譲ることにし、以下ではその他の章の内容を分野別に見ていくことにしたい。

(1) 人口<sup>10)</sup> — 人口推計のための史料としては次の 4 種類のものがある。①課税用住民名簿 (padrones fiscales [前出(I) ⑧], 担税者 (平民) のみを含む)。②洗礼簿 (Libros de bautismos [前出(II) ①, ②に含まれる])。③遺言状 (testamentos [前出(III)に含まれる])。④居住権付与帳 (Libro de vecindad [前出(I) ⑩])。人口推計で厄介な問題の一つに、係数問題がある。①からは課税単位となる世帯数 (vecinos) が知られるのみであるから、全人口を算出するにはこれに一世帯 当りの平均人数を係数として乗ずる必要がある。この係数を割出す有力な手掛りとなるのが③である。これ

〈表 1〉 1466～1533年の世帯数と人口

	小 教 区 名	1466年	1508-11年	1515-20年	1528年	1533年
世 帯 数	Santa María	403	314	374	306	203
	Santiago	258	263	284	285	225
	San Salvador	211	78 <sup>1)</sup>	156	128	96
	San Felipe	152	156	161	139	130
	San Bartolomé	163	143	159	143	110
	San Blas	143	179	194	169	121
	San Pedro	278	455	649	601	606
	合 計	1,608	1,588	1,881	1,771	1,753 <sup>2)</sup>
総 人 口	係数 5 の場合	8,040	7,940	9,405	8,855	8,765
	係数5.5の場合	8,844	8,734	10,345	9,740	9,641

1) 史料が極めて不完全な状態で残っている。

2) 囲壁内の 6 小教区 (San Pedro を除いたもの) の全寡婦世帯数 262 を含む。史料そのものが小教区毎の数を示していない。

〔出所〕 Carmona, pp. 46-47, cuadros núms. 3, 4.

に示された子供の数は平均すると、3.04人となり、ここから著者は係数值として、5～5.5を提示している。1466～1533年の各小教区毎の世帯数と総人口を示すと〈表1〉のようになる。人口は、この時期、ほぼ8,000～10,000人の変動していたということになる。著者は特記すべきこととして、① San Pedro 城外区 (arrabal) [七つの小教区の内、San Pedro のみが囲壁外にあった] の人口の増加が顕著であること(1466～1533年の間に殆ど倍増している)。②1466～1508-1511年の間に人口停滞が見られ、1533年頃には人口減少の傾向が看取されること、を挙げている。

人口は流入によっても変動するが、これについては④が有力な材料となる。これからは1473～1520年の間の各年の居住権取得者数が判明するが、その総数は583人である。この内、出所地の知られるのは338人であり、その内訳を示すと、セビーリャ市73、セビーリャ市以外のセビーリャ県203人 (Marchena 25, Fuentes 21, Lora 19など計31市町村)、カディス県12、ウエルバ県5、コルドバ県13、ハエン県2、ムルシア県2、グラナーダ王国4、その他 (カスティーリャ、エストレマドゥーラなど) 19、ポルトガル4、となる。移住者の職業は不明の場合が多いが、知られる者188人を多い順に列挙すると、牧畜関係82、召使い26、金属関係19、織物関係16、皮革関係15、自由業14、などとなる。

それでは全人口の職業構成はどうであったのか。これについて前出①の史料の1508～11年に現れる1,656人に関して著者が示したデータを纏めると〈表2〉のようになる。ここから著者は注目すべきこととして以下の3点を挙げている。第1は第1部門(農牧業)の圧倒的な比重の高さである。農牧業従事者764人を所有の観点から分類すると表のようになるが、著者はこの内の土地のみを所有する152人は小土地所有者であり実質的には農業労働者と異なるところがないとし、この両者に牧人を加えたものを賃銀労働者として括り、土地・家畜所有者と家畜所有者を自立的農牧業者として纏め、前者が535人(70%)、

〈表2〉 1508-11年の職業構成

部門	人数	職種・身分	人数
第一部門	764 (46.1%)	農業労働者	360
		牧人	23
		土地所有者	152
		土地・家畜所有者	199
		家畜所有者	30
第二部門	127 (7.7%)	織物業	53
		建築業	33
		皮革業	23
		金属業	14
		工芸	4
第三部門	765 (46.2%)	寡婦	337
		貧民	164
		召使	7
		宿屋・居酒屋	13
		食品販売	46
		運送	27
		自由業 <sup>1)</sup>	29
		年金受領者 <sup>2)</sup>	53
		在俗聖職者	41
律修聖職者	48		
計	1,656		

1) 公証人、得業士など13の職種。

2) 町参事会役職者など。

〔出所〕 Carmona, p. 56, cuadro núm. 8; p. 58, cuadro núm. 9; pp. 63-64, cuadro núm. 12より作成。

